

速度取締り指針

令和6年4月
仙台東警察署

仙台東警察署の速度取締り重点

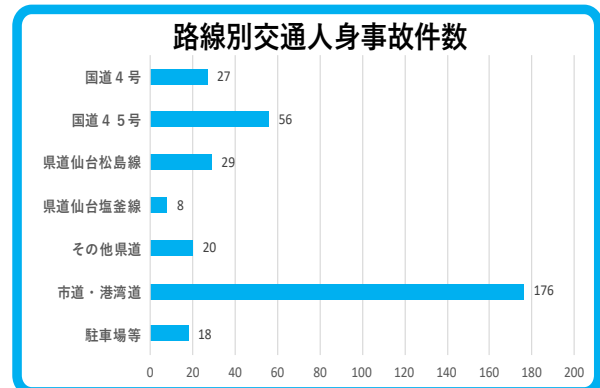
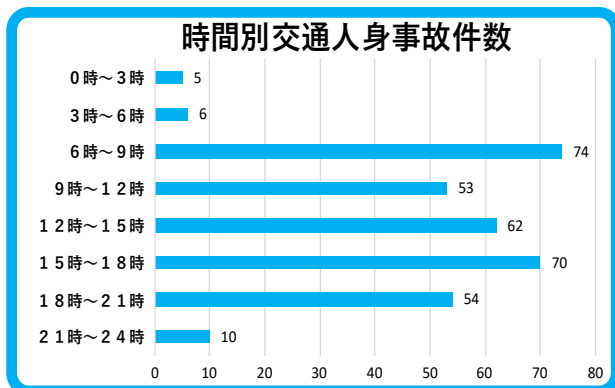
区 域	時 間 帯	路 線
仙台市宮城野区鶴ヶ谷地区	6 : 0 0 ~ 9 : 0 0	市道浦田線
仙台市宮城野区原町地区		国道45号及びその周辺道路
仙台市宮城野区岩切地区	14 : 0 0 ~ 17 : 0 0	県道仙台松島線

ドライバーに緊張感を保持していただくため、交通死亡事故発生路線及びその周辺道路等を中心に速度取締りを実施します。

★ 上記以外の場所、時間帯等でも取締りを実施します ★

管内における交通事故実態など

令和5年中の交通事故の特徴



- 人身交通事故は、通勤通学時間帯の6時から9時にかけて最も多発し、それ以降も帰宅時間帯まで、あまり減少することなく発生しています。
- 単一路線では、主要幹線道路である国道45号、県道仙台松島線などで人身交通事故が多発しています。(昨年は、3月に国道45号で1件、4月に県道仙台松島線で1件、10月に市道で1件、11月に駐車場の出入口付近で1件の交通死亡事故が発生)
- 交通事故原因の79.1%が安全不確認、前方不注視、動静不注視が占めており、交通事故の多くは、緊張感の欠如や漫然運転により発生しています。
- 交差点及び交差点付近での交通人身事故の発生が55.4%と高く、事故形態としては、追突が39.5%、出会い頭が22.2%と高い発生率になっています。

速度違反以外の取締りや警戒活動

- 管内の各学校通学路において、登下校時間帯を中心として、横断歩行者妨害や時間規制の通行禁止違反の取締りを実施します。
- 社会問題となっている、あおり運転等危険運転の取締りと電動キックボード及び自転車の利用に関して、広報・警戒・取締りを実施します。